

定例教育委員会会議録

(令和3年3月11日開催)

岡谷市教育委員会

定例教育委員会【議事録】

日 時 令和3年3月11日(木)
9時30分～
場 所 市役所6階 605会議室
署名委員 高木委員、藤森委員

【次 第】

○ 開 会

○ 教育長報告

○ 議 題

1. 岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の
一部改正について【資料No. 1】 (教育総務課)
2. 旧林家住宅条例施行規則の一部改正について【資料No. 2】 (生涯学習課)
3. 岡谷市スポーツ施設条例施行規則の一部改正について【資料No. 3】 (スポーツ振興課)
4. 岡谷市学校体育施設の開放に関する規則の
一部改正について【資料No. 4】 (スポーツ振興課)
5. 岡谷市立小・中学校職員服務規程の一部改正について【資料No. 5】 (教育総務課)
6. 岡谷市立小・中学校の児童生徒に係る通級による指導実施要綱の
一部改正について【資料No. 6】 (教育総務課)
7. 岡谷市立小中学校GIGAスクール学習者用端末運用規程について【資料No. 7】
(教育総務課)

○ 報 告

1. 岡谷市社会教育委員の会議 提案書について【資料No. 8】 (生涯学習課)
2. 諏訪地域の高校の将来像についての意見・提案について【資料No. 9】 (教育総務課)
3. 押印等を求める行政手続の見直しについて【資料No. 10】 (各課)
4. 乳幼児親子ふれあい事業補助金に関する運用基準(各区)の
廃止及び担当課の変更について【資料No. 11】 (生涯学習課)

○ そ の 他

- ・行事等について(各課)
- ・その他

【次回開催予定】 4月6日(火) 定例教育委員会 15時00分～ 6階 605会議室

出席委員

教育長 岩本 博行、職務代理者 草間 吉幸、教育委員 太田 博久、教育委員 高木 千奈美、
教育委員 藤森 一俊、教育委員 小平 陽子

事務局（説明員）

教育部長 城田 守、教育総務課長 両角 秀孝、教育総務課主任指導主事 竹内 良之、
生涯学習課長 山田 勝由紀、スポーツ振興課長 小河原 義友、教育総務課統括主幹 小口 明彦、
教育総務課学校教育主幹 横内 哲郎、美術考古館文化財主幹 霜鳥 哲也、教育総務課主査 芳沢 幸祐

<会議録>

○開 会

岩本教育長： 皆さん、おはようございます。ご多用の中、お集まりいただきありがとうございます。

今日、3月11日は東日本大震災から10年となります。この時の惨状と教訓を今日はしっかり心に寄せながら、この会を進めてまいりたいと思っているところでございます。

それではただいまより、3月の定例教育委員会を始めさせていただきます。

本日の議事録署名委員ですけれども、高木委員、藤森委員さんをお願いをしたいと思います。

○教育長報告

1. 新型コロナウイルス感染症について

国内に新型コロナウイルスが確認されてから1年が過ぎました。

この間、小中学校の学校運営においては、3月からの臨時休校への対応に始まり、学校再開後には感染症対策を徹底しつつ、休校によります学びへの影響を取り戻すことができるよう、先生方が一丸となって、創意工夫を凝らしながら学校運営に努めていただきました。いろいろな学校行事が今まで通りできなくなり、日々の授業も様々な制約や苦勞が沢山あったと思いますが、幸いにも、これまでの間、市内の小中学校から感染者が出なかったことは、先生方の日々の地道な取り組みによるものと、大変感謝をしているところでございます。授業の学習進度につきましても、1年をかけて臨時休校中の影響を取り戻すことができ、無事に卒業や進学を迎えることができることに安堵しております。

また、市民病院では医療関係者へのワクチンの接種も始まり、いずれは一般市民の皆さんの接種も始まってくると思いますが、もうしばらくは気を緩めることなく、感染症対策を徹底しながら、教育委員会が一丸となって、安全で安心な学校運営に努めてまいりたいと考えております。

2. 岡谷小学校跡地の保全対策工事の状況について

学校統合により、平成28年3月をもって閉校となりました岡谷小学校跡地の保全対策工事は、不安定な軟弱盛土の敷地に安全対策を講じて里山に戻す工事であり、平成30年7月の着工から本年3月末までの3年間をかけて土木課が工事を実施してまいりました。予定した工事がここで竣工を迎え、3月26日には竣工検査を予定しており、教育委員の皆さんにも出席をお願いしてまいりますが、現地には、学校にあった記念碑などを移設して岡谷小学校の歴史を伝える顕彰の場として、地元の「ありがとう岡谷小の会」の皆さんや地元区の協力をいただきながら、「旧岡谷小実りの丘展望広場」というメモリアルスペースを、以前、北体育館があった場所に設置をしていく予定でございます。

また、里山に戻した斜面の部分には、コナラやクヌギなどを植樹したほか、ツツジやハナモモ、キクモモ、シバザクラやシダレザクラなど、四季折々の景観を楽しむことのできる樹木が植樹されております。閉校後、様々な方々のご協力をいただきながら安全対策工事が竣工を迎えますことに、万感の思いを込めて感謝の意を表したいと思います。

3. 生涯学習大学「子どもにスマホを持たせる前に」について

3月6日（土）生涯学習大学を「子どもにスマホを持たせる前に」と題し、開催いたしました。今回は、新型コロナウイルス感染症拡大を鑑み、Zoomを活用し、東京のNTTドコモの講師とカルチャーセンターをオンラインで接続して実施いたしました。こういったリモートによる講座の開催は、カルチャーセンターとしては、初め

での試みでありました。講演の内容としましては、スマホは大変便利であり、これからの時代に「持たせないのではなく、どのように活用していくか」、また、そのためには、「家庭においてどのようなルールを作る必要があるのか」といった具体的な対処方法を丁寧に解説していただきました。何もせず、スマホを子どもに渡すことは、「泳いだことがない子どもを、海で手を放すようなものだ」と例えられ、家庭でのルール作りやフィルタリングの設定、また、保護者自身が正しくスマホを使うことが大変重要であるとのことでありました。

参加者は17名でありましたが、講演内容や、オンラインでの開催について、今後につながる大変有意義な講座であったと、参加者の反応も良好でありました。今回は、必要機材のすべてをNTTドコモに用意していただきましたが、今後のリモートやオンラインを活用した取り組みや、利用者の利便性の向上を図るために、現在、国の臨時交付金を活用したリモート環境の整備を検討しているところであります。

参考までに、当日利用いたしました資料をお配りしてありますので、またご覧いただければと思います。

4. 岡谷市民ボッチャ交流大会について

3月6日（土）に岡谷市民ボッチャ交流大会を岡谷市民総合体育館で開催いたしました。

この交流大会は、東京パラリンピックの正式種目でありますボッチャの体験を通じ、岡谷市民の交流をはかり、また、障がいのある方々の社会参画の推進や、理解を深めることを目的に、岡谷市スポーツ推進委員会が主催となり、初めて開催をいたしました。ボッチャは、ヨーロッパで考案されたスポーツで、障がいの有無に関わらず、誰でも楽しめるスポーツとして近年注目されております。今回、初めての取り組みとなりましたが、5歳の男の子から最年長は93歳の男性まで、計61名の幅広い年代の市民の皆さまにご参加いただき、身体障がい、精神障がいがある方も3名ご参加いただきました。参加者からは、「誰でも参加できる、いいスポーツでした。」「年齢を問わず交流できて良かった。また計画していただきたい。」といった声をいただきました。

また、この交流大会を企画した岡谷市スポーツ推進委員会の有賀委員長さんからは、「普段、運動やスポーツをしない人も気軽に参加でき、年齢に関わらず取り掛かりやすいスポーツで、来年度も計画していきたい。」とのお話をいただきました。

引き続きスポーツ推進委員の皆さんと連携し、市民の健康づくり、障がい者スポーツにふれる、楽しむ機会の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上、私からの報告とさせていただきます。ただいま報告させていただいた内容につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。カルチャーセンターでの「子どもにスマホを持たせる前に」の講座に委員さんも参加をしていただきました。感想を一言ずつお願いします。

高木委員：参加をさせていただきました講座の内容ですけれども、具体的なことをいろいろ教えていただいて、岡谷でもこうした問題がいつ起こっても不思議ではないということを実感して、私たち一人一人が考えていかなければいけないと思いました。スマホの使い方については、大人がまず考えていかなければいけないことだなということを実感できました。そういう意味でも、とても有効な講座であったと思います。また、リモートでここにいらっしやらない方の講座を受けられるということで凄く可能性が広がったと感じました。もちろん、来ていただいて対面で受けるのが一番良いかと思えますけれども、来られない場合、それから非常に遠くて、旅費がかかり過ぎておいでいただけないような方にも、こういうリモートの環境があれば、教えていただくことができるということは大変ありがたいことだと思います。このリモートの環境の整備が進んでいくことを切に願っています。

小平委員：コロナの中にも係わらず結構な人数の参加者と思えました。質疑応答も自分もわからないことが結構ありましたが、皆さん良い質問をされていて、それに対して、講師の方も良いことをおっしゃっていました。親自身もどのように子供に説明していいかわからない。大人もトラブルに巻き込まれているという現状の中で、子供にどうやって説明していいのかということを決く系統立てて解説してくれました。こんなトラブルがあったというドラマ仕立てで、何話か見せていただきました。このように悪用されてしまうということが、身をもってわかるようなドラマを見せていただきました。女子にありそうな例、男子にありそうな例という感じで、大変

興味深かく観ることができました。もっと大勢の大人の方や子供にも見てもらいたいと思います。

岩本教育長： スマホについては、子供も保護者の皆さんも大変、気をもんでいると思いますので、今後、またこのような啓発の講演会を企画して、開催をしていきたいと思っております。この講演会の要旨の資料は出すことはできますか。

事務局(山田)： NTTドコモの社会貢献事業ということで、映像を流して良いかなど、いろいろ問い合わせをしたのですが、そこはNGということで、本日、啓発冊子をお配りしました。シルキーチャンネルで放映したいというところも相談したのですが、やっぱりそこもちょっと申し訳ないということでお断りをされているので、そういった講座をできれば親子そろって、一緒に聞いてもらうのが凄く良いのかなと思いますので、例えば、学校のPTAの講座とか、そういうところに、こういった講座がありますという紹介をさせていただければと思います。私も動画を見たのですけれども、親が見れば、ぞっとするような中身です。本当に単純に違う子供が写った動画を、違う親がインターネットにあげてしまい、私の子供がしっかり顔が写って踊っている姿がインターネットに出ているけど、どうして。というような本当に単純な、本当に身近にあるようなテーマですので、そういったところをまた周知できればなと思っています。

岩本教育長： よろしいですかね。それでは本日の議事に入りたいと思います。

○議 題

1. 岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部改正について (教育総務課)

岩本教育長： 議案1について事務局より説明をお願いします。

<岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部改正について事務局から説明。>

- ・教育委員会に主任指導主事等の職員を置く
- ・フレンドリー教室を自立支援教室に改正

岩本教育長： ただいまの説明について何かご質問はありますか。

小平委員： フレンドリー教室を自立支援教室という表現に変えたのはどのような理由でしょうか。

事務局(両角)： フレンドリー教室と中学校には中間教室というものがあまして、通級した子供たちの居場所として設けておまして、そちらについては、統一して自立支援という名称に変えてきております。諏訪湖ハイツのフレンドリー教室の名称は変わりませんが、その規則上の名称については、自立支援教室と改正をさせていただくものです。

草間職務代理者： 竹内先生には統合に関して3年間、岡谷市に大変貢献していただきました。引き続き、主任指導主事として3年間、岡谷市の学校を見ていただきました。教育現場と教育委員会を結ぶ、本当に大事な役目をしていただき、私たちの声も直接学校へ届けていただいて大変ありがたく思っております。諏訪圏内も岡谷市だけがこういう制度としているということで、竹内先生もいずれ教育現場へ戻らなければいけないと思いますが、さらにこれを明確に提示したということは、岡谷市としては、今後も岡谷市に主任指導主事を置いていくと捉えてよろしいでしょうか。

事務局(両角)： 今回の改正は法律に基づいてということで、従前には専門の現職の先生が事務局に勤務することがなかなかできませんでしたが、教育委員会としましては、継続して専門職による学校との接点の強化に努めていきたいということで、改正により明確化するものです。

小平委員： 子供たちの地域学習のプログラムでも、竹内先生のいろんな発想が活かされていると、すごく感じました。子供たちと対応する業務を学校内でしていると、構想を練ったりする時間が取れない先生方も多いかなと思いますので、そういうところを補っていただけるような取り組みをたくさんしていただけたと思っています。これからも、楽しみに期待できる授業になるかなと思います。

岩本教育長： ほかにご意見などはよろしいでしょうか。それでは、提案の通り教育委員会として承認をすることとしたいと思います、ご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

岩本教育長： それでは委員会として承認することといたします。

<承認される。>

2. 旧林家住宅条例施行規則の一部改正について (生涯学習課)

岩本教育長： 議案2について事務局より説明をお願いします。

<旧林家住宅条例施行規則の一部改正について事務局から説明。>

- ・11月4日から、年末年始の休業期間を挟む翌年の3月31日までの平日を休館日とする

岩本教育長： ただいまの説明について何かご質問はありますか。

太田委員： 異議ではありませんが、見込みで結構ですが、どのぐらいの費用の削減見込みとなるのでしょうか。

事務局(霜鳥)： 全体で年間82万3000円ほどの削減が見込まれます。

藤森委員： 私も異議はないですが、冬季間の平日については入館者数が少なく、1年間の入館者の7%から9%程度ではないかということでしたが、今年は新型コロナウイルスの影響があるので、一概に当てはまらないかもしれませんが、旧林住宅を見学に来られる方たちの、地元の方と県外からの観光客の割合は把握されていますか。

事務局(霜鳥)： 来館者は市内の方、市外の方、半々ぐらいの割合となっております。

岩本教育長： ほかにご意見などはよろしいでしょうか。それでは、提案の通り教育委員会として承認をすることとしたいと思います、ご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

岩本教育長： それでは委員会として承認することといたします。

<承認される。>

3. 岡谷市スポーツ施設条例施行規則の一部改正について (スポーツ振興課)

岩本教育長： 議案3について事務局より説明をお願いします。

<岡谷市スポーツ施設条例施行規則の一部改正について事務局から説明。>

- ・様式の改正

岩本教育長： ただいまの説明について何かご質問はありますか。

<質問・意見無し>

岩本教育長： それでは、提案の通り教育委員会として承認をすることとしたいと思います、ご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

岩本教育長： それでは委員会として承認することといたします。

<承認される。>

4. 岡谷市学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について (スポーツ振興課)

岩本教育長： 議案4について事務局より説明をお願いします。

＜岡谷市学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について事務局から説明。＞

- ・様式の改正

岩本教育長： ただいまの説明について何かご質問はありますか。

草間職務代理者： 学校体育施設ですが、コロナ禍において、普段、利用している団体が使用するかどうか迷っている団体もあると思いますが、例年の何%ぐらいの利用となっているのでしょうか。

事務局(小河原)： 現在、団体によりまして、利用を控えているというところがかかなりあります。ママさんバレーなどは、今年はちょっと控えようかというような形で、何割減というのは申し訳ありませんが、詳しい資料を今日は用意していませんので、おおよそではあります、半分とまではいきませんが、6割7割程度ぐらいまで落ち込んでいる状況です。

岩本教育長： ほかにご意見などはよろしいでしょうか。それでは、提案の通り教育委員会として承認をすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

＜異議なし＞

岩本教育長： それでは委員会として承認することといたします。

＜承認される。＞

5. 岡谷市立小・中学校職員服務規程の一部改正について (教育総務課)

岩本教育長： 議案5について事務局より説明をお願いします。

＜岡谷市立小・中学校職員服務規程の一部改正について事務局から説明。＞

- ・根拠とする長野県学校職員の給与に関する条例の条ずれに伴う改正
- ・新規採用職員の「服務の宣誓」に関して、会計年度任用職員の導入に伴う所要の改正
- ・営利企業等の従事許可に関して、会計年度任用職員制度の導入に伴うパートタイム職員の従事許可に関する規定の追加ほか、所要の改正
- ・休暇に関して、不妊治療休暇の承認に関する規定の追加
- ・育児休業に関して、育児短時間勤務の承認に関する規定を追加

岩本教育長： ただいまの説明について何かご質問はありますか。

＜質問・意見無し＞

岩本教育長： それでは、提案の通り教育委員会として承認をすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

＜異議なし＞

岩本教育長： それでは委員会として承認することといたします。

＜承認される。＞

6. 岡谷市立小・中学校の児童生徒に係る通級による指導実施要綱の一部改正について (教育総務課)

岩本教育長： 議案6について事務局より説明をお願いします。

＜岡谷市立小・中学校の児童生徒に係る通級による指導実施要綱の一部改正について事務局から説明。＞

岩本教育長： ただいまの説明について何かご質問はありますか。

＜質問・意見無し＞

岩本教育長： それでは、提案の通り教育委員会として承認をすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

＜異議なし＞

岩本教育長： それでは委員会として承認することといたします。

＜承認される。＞

7. 岡谷市立小中学校GIGAスクール学習者用端末運用規程について (教育総務課)

岩本教育長： 議案7について事務局より説明をお願いします。

＜岡谷市立小中学校GIGAスクール学習者用端末運用規程について事務局から説明。＞

岩本教育長： ただいまの説明について何かご質問はありますか。

高木委員： 学習者用のタブレット端末を貸し出して、家庭で使う場合に、学校と家庭を繋ぐということは、学校と繋がっていない時間帯には使用できないということなののでしょうか。また、家庭に持ち帰った場合に、そのタブレット端末は誰でも使うことができってしまうということなののでしょうか。

事務局(両角)： 通信環境については、リモート授業・遠隔授業の場合には当然、その時間だけが画面上から学校を見られるという環境になります。ただし、ご家庭のWi-Fiなどの通信環境に接続していただければ、今回はフィルタリングをかけておりますので、学習に必要な部分については通信ができるということになります。各校それぞれ、学習用アプリとして、eライブラリなど子供たち一人一人にIDがついていますので、それは今でも家庭のパソコンで自分のIDから入れれば使える状態ですので、授業をやっている時間だけではない使い方というものも当然できます。ご家庭に持ち帰った場合は基本的には普通のパソコンですので、そのIDで開いたままというような使い方が良いかどうかともかく、ご両親と一緒に学習をするということも想定されますので、ご家庭での使い方はお任せするしかないと思います。だからこそ、情報セキュリティポリシーなど使い方の部分については、様々な注意を促し、大事に使ってくださいということをお願いしていきたいと思います。

太田委員： 運用については、現段階で考えられることを盛り込んでいただいて、よろしいのかなと思います。一つお聞きしたいのは、これを活用していくにあたって、教育活動に必要なソフトをインストールしていくということで、様々なものがこれから使われることになると思いますけれども、このソフトの選定はどのような形で、今後進めていくのでしょうか。

例えば、学校ごとに決めていくのか、あるいは岡谷市内で統一して、こういうものを使いましょうというような形になるのか、現状と今後のソフトの何をどうやってインストールするのかというところの選定など、どんな予定でいるのか教えていただければと思います。

事務局(両角)： すでに調達する端末の基本的なアプリケーションの環境については、共通化を図っており、学校で使う共通のプラットフォームというのがセットになっている端末になります。基本的には、使用に関するソフトというのはインストールされているという状況です。ただし、学校の

中で、例えばZ o o mなどですけれども、そういう特定の環境で使わなければいけないという場面、そのほかに必要と思われるアプリケーションなどの個別の事案については、その内容に応じて、個々に判断していくこととなります。内容がその軽微のものについては学校長の判断で導入できますけれども、そこにソフトをインストールに経費がかかる場合などは、市としての判断が必要になってきますので、そういう部分を吟味しながら、個別に判断していくというような内容になるかと思えます。

高 木 委 員： 共通化というのはどういう範囲の共通化ですか。

事務局(両角)： 例えば、授業で使うための基本的な操作というのは、パソコンを開いただけでは何もないですから、学校の先生たちが使いながら、授業に使う共通のフラットプラットフォームや、文書の保存をしたり、開いたりというようなものは共通となります。実際に見ていただければと思いますが、3月26日にこの端末の部分についても、竣工検査で現地の方でご覧いただける予定ですので、ご覧になっていただければと思います。

太 田 委 員： どの学校でも共通の同じものを、みんなで使っていくということですね。

事務局(両角)： 基本的にWindowsのパソコン、タブレット端末ですので、普通のワード文書作成、表計算のエクセルなどは当然、インストールされています。

藤 森 委 員： G I G Aスクールが進んでいく中で、こういった端末の貸し出しは、増えていくと思えますし、運用上の規程を作っていくということは当然だと思えます。内容的にも、ざっと拝見した感じでは、まずはこういう感じで良いと思えます。一つ質問ですが、規程ができて4月1日から実際に例えば子供たちに貸し出すにあたって、その保護者の方々に、貸出申込書を書いていただくということになりますが、運用規程のもうちょっと保護者向けのかみ砕いたというか、大切なことをきちんとお伝えできるような、別途に何か書面みたいものはお考えになっていませんか。

事務局(両角)： 先行事例として、実際に今年度の臨時休校で都市部では、もうすでにタブレット端末が納入されて、貸し出しているという事例があります。そういうところを参考にしますと、画面のハードコピーをした内容で操作はこのように行いますというような説明がされている周知の部分もありますので、実際の緊急的な貸出等を想定する場合には、わかりやすいものでやっていきたいと思っております。

藤 森 委 員： タブレット端末を貸し出した場合に、間違った使い方をしてしまうことによって、余計なトラブルということもあると思うので、禁止事項に書いてあることも当然だと思えます。そういったところを、しっかりと子供たちにも理解してもらわなければいけないし、保護者の方にもよくわかっていただいた上で、お貸しする必要があると思えます。後で無用なトラブルがないように、学校単位のやり方になるのかわかりませんが、考えていただけたらと思えます。岡谷市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならないと書いてありますが、私も岡谷市情報セキュリティポリシーも詳しく知らないですし、多分、市民の方もそんなに知らないと思えます。おそらくここに書いてあるような内容だと思えますが、ダイジェストでもいいので分かりやすく周知していただけたらと思えます。冒頭の生涯学習大学の話にもありましたが、正しく使うことで教育のいいツールとして学習に役に立ていく便利なもので、とてもいいものだということを、その目的通り、間違いなく使っていくという意味での実践教育ということにも上手くつなげていくような機会にもなると思えますので、実際の運用にあたっては、少し知恵を絞っていただけたらと思っております。それに関連して、申込書を提出していただくのは当然かと思えますが、賛否があると思えますが、例えば、「使用にあたってはセキュリティポリシーを遵守します。」などの一文を入れたほうがいいのか、こういった機器の貸し出しの使用にあたっては、こういった一文を入れたりするケースもありますので、一つの意見として、検討していただけたらと思えます。

事務局(両角)： 今回についてはこれで制定をさせていただいて、いただいたご意見についても、随時見直しは可能ですので、必要性があればそうした対応もしていきたいと思えます。

小 平 委 員： とても便利に良い授業ができることを期待しています。先生の判断でこの授業ではこのソフトを使って、こんな取り組みができるのではないかという判断で、例えば、映像加工して何か創作物を作って、みんなで編集してというような授業は、先生が校長先生の許可を得て、インストールするという事は可能ですか。

事務局(両角)： 可能ではありますが、そこは先生方の個別の判断ではなく、まず、学校としての判断が必要になります。セキュリティがフリーソフトといった部分もあるかと思いますが、基本的には、教育委員会の方に相談をいただきながら、経費もかかる部分、かからない部分がありますので、そうした全体的な判断の上で必要なものは、インストールするという事は可能であると思います。

小 平 委 員： やってみたいとわからない問題がたくさん出てくるようなことが予想されますので、なるべく臨機応変に対応していただき、授業に生かしてもらいたいと思います。禁止事項と使用停止の項目は、先日のスマホの講座に出た時に、改めて怖いなと思ったことが想像以上にあつたので、私も注意しなければと思いました。お子さんたちの活動を気軽に撮影していたのですが、慎重な気持ちになりましたので、子供たちが全員、どこでもカメラを持っている状態になると思うので、人を傷つけるような写真であるとか、ちょっと隠し取りのなものも撮れてしまう状態ですので、指導とか、著作権に関しての利用の仕方も、指導が必要なのかなという気持ちを持ちましたので、上手くそういう指導をしていただければいいかなと思います。時代にそういうのも合わせて、当たり前になって行くのでしょうか、それに合わせていろいろ問題が出てくると思うので、上手く対応してくださると良いなと思います。

草間職務代理者： 貸出申込書にオンラインと書いてありますが、オンラインを使わずにタブレット端末を家庭学習に使いたいと言った場合に、貸し出しはできますか。

事務局(両角)： 今のところ、日常的な貸し出しというのは想定していません。基本的には授業のために使っていくというのが前提になります。ただ、この規程にあるように、長期休業、出席停止措置、災害、新型コロナウイルス以外の感染症もありますので、そういう緊急の場合に、授業を継続する必要がある、学びを継続する必要がある場合には、貸し出しをするということが前提になります。これからも使い方を検討する中で、このような必要性が出てきた場合には、その事案に応じて貸し出しをして行く場面も出てくると思いますので、より柔軟には考えていきたいと思いますが、基本的には毎日、その一人一人に貸し出すというような使い方というのは、管理ができないので、そういう形で使い方というのは、今のところは想定していません。

草間職務代理者： 持ち運びした場合を想定して、タブレット端末にはケースがついていますか。

事務局(両角)： ケースは特にありません。折り畳み式で鞆に入るぐらいの大きさになります。

岩本教育長： このタブレットの使い方については、例えば長期欠席者の学力保障に活用するなど、いろいろな活用の例がと思いますので、想定については、もっともっと詰めながら本当に子供のために資するようなタブレットの使い方を考えていきたいと思っています。それでは、提案の通り教育委員会として承認をすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

岩本教育長： それでは委員会として承認することといたします。

<承認される。>

岩本教育長： それでは本日の議題は以上となります。引き続き、報告事項に入りたいと思います。

○報 告

1. 岡谷市社会教育委員の会議 提案書について (生涯学習課)

岩本教育長： 報告事項1について事務局より説明をお願いします。

<事務局から岡谷市社会教育委員の会議 提案書について説明。>

岩本教育長： ただいまの内容について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

非常に社会教育委員の皆さんの熱い思いが込められている内容として、私も読ませていただきました。しっかりこれを活用して、本当に公民館活動の一層の活性化、充実するように、取り組んでいきたいと思っております。教育委員さん方も同じように市民目線というのをお持ちです。ぜひそんな面からも、またご意見をいただき、これに加えていただいても結構ですので、他の忌憚のないご意見をいただけたらありがたいと思っております。

2. 諏訪地域の高校の将来像についての意見・提案について (教育総務課)

岩本教育長： 報告事項2について事務局より説明をお願いします。

<事務局から諏訪地域の高校の将来像についての意見・提案について説明。>

岩本教育長： ただいまの内容について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

草間職務代理者： いわゆる統合ありきではなくて、高校の将来像を考えるという点で、これから進んでいくということで、大変良いと思えますが、具体化のスケジュールはあるのでしょうか。

事務局(城田)： こちらの提案書の内容は具体的な高校名を挙げての議論という形ではなくて、諏訪地域にどのような高校があればいいのかというような話になりますけれども、具体的な部分については、県の教育委員会の方で、どんな形になるのか、我々も現時点ではわからない状況です。県の教育委員会の方で来月3月を目途にお示しされるというような形になると思います。

草間職務代理者： 具体的に検討する場合の地域の会議を作るかどうかは白紙の状態ですか。

事務局(城田)： 県の方に提案書を出しますと、県で提案書に基づいて、県が音頭を取って、懇話会なりそのような組織を立ち上げて意見を聞くというような流れになっているようです。その流れでいきますと、県から来年3月を目途に出てくる整備計画案について、住民の皆さんや関係者の意見を聞く機会がまたあると思われま。

3. 押印等を求める行政手続の見直しについて (各課)

岩本教育長： 報告事項3について事務局より説明をお願いします。

<事務局から押印等を求める行政手続の見直しについて説明。>

岩本教育長： ただいまの内容について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

太田委員： 見直しの時に署名と記名がありますが、署名と記名は何が違うか、確認させてください。

事務局(両角)： 署名は直筆の手書きで書き記してしていただくもので、記名の部分につきましては、それに代わって、例えばプリンターの印字、社印等のゴム印とか、そういうものは記名という言い方をしております。

高木委員： その署名というのは、自書でなくても、手書きであれば署名と判断するということですか。

事務局(両角)： 常識的に内容にもよるかと思いますが、基本的には本人の申請に基づく許認可になるものですから申請者本人が記したものが署名となります。

藤森委員： 個人の場合は自書で署名ということですが、例えばこれが団体、法人であった場合は、その代表者の署名が必要となりますか。

事務局(両角)： 社名印を押していただいた下に、代表者名で署名が必要なものについては、自書で署名いただくこととなります。

4. 乳幼児親子ふれあい事業補助金に関する運用基準（各区）の廃止及び担当課の変更について（生涯学習課）

岩本教育長： 報告事項4について事務局より説明をお願いします。

<事務局から乳幼児親子ふれあい事業補助金に関する運用基準（各区）の廃止及び担当課の変更について説明。>

岩本教育長： ただいまの内容について、質問や意見はありますか。無いようでしたら、報告事項は以上となります。次にその他ということで、事務局からお願いします。

○その他

- ・行事等について（各課）

<各課より行事予定について説明>

- ・その他

岩本教育長： そのほか教育委員さんの方からなにかあれば、お願いいたします。

藤森委員： スポーツ振興課の『元気いきいき』岡谷シニアスポーツデーの開催について、質問ですけど、持ち物にマスクとなっていますが、このご時世なので、マスクはエチケットとして必要だと思いますが、実際に運動するときは、どのようにしていますか。

事務局(小河原)： 運動しているときにはマスク着用は強制的ではありません。バスケットボールなど激しい運動をする時は、マスクをしているとかなり苦しく、体調も悪くなるということがありますので、現在、高齢者の方につきましても卓球などやっていますけども、マスクをつける人とつけない人がいます。ですので、付けなくても問題なくスポーツができます。

高木委員： 教育委員会の歓送迎会は昨年度も今年度も開けないということで、事務局の皆さんをお送りすることもできなくて本当に残念だと思います。新しくいらした方のお顔も、今はマスクをしているので、あまりわからなくて、何かそのままその時が過ぎていってしまうと、本当に悲しいことだと思っています。1回目の定例教育委員会ではなくても結構ですので、その時に応じて、皆さんとお会いして、こちらからも自己紹介したいですし、皆さんのお名前とお顔も拝見して、近いところで、一緒にお仕事していければいいなと思っています。何か時に応じてで、結構ですのでちょっと考えていただければと思います。

草間職務代理者： 去年、私たちと直接、お話することが1年に1度もない方もいらした状況でしたので、特に今回のお別れする方については、多分、20日以降ではないと内示が出ないと思いますが、本当にお別れする機会が無いままになってしまいますので、ぜひ何か送迎会じゃなくても結構ですので、どこかで機会を設けていただきたいと思います。希望いたします。

岩本教育長： これから卒業式や入学式、それから4月からまた学校が始まりますが、新型コロナウイルスの状況を見ますと、全国で変異種が出てきています。その感染者のうち21%が、子供が感染しているということで、これまで以上に子供にとっても脅威のあるウイルスが出回ってきていると思います。全体的な感染者数は減ってきていますが、学校現場では本当に先ほども申し上げましたけれども、気を緩めることなく、徹底した安全対策を講じていかなければいけないと感じております。教育委員さん方は主催者として式に出ていただくわけですけども、来賓の皆様にもご遠慮いただき、保護者の皆さんも全員に来ていただけるというような状況ではなくなっているわけですけども、ぜひ、その点もご理解をいただいて、本当に子供たちや先生方、学校から感染者が出ないように、一生懸命取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ほかに無いようでしたら、事務局より次回の開催予定についてお願いします。

<次回開催日確認>

岩本教育長： それでは以上をもちまして、3月の定例教育委員会を終了とします。

午前11時15分終了

岡谷市教育委員会会議規則第23条により署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

署 名 委 員

署 名 委 員

調 製 職 員

岡谷市教育委員会会議規則第23条により署名する。

令和3年4月6日

教 育 長

岩本博行

署 名 委 員

藤森 一俊

署 名 委 員

高木千奈美

調 製 職 員

白上 淳